

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和7年9月19日受付分)

名称

特定非営利活動法人
成喉会

縦覧期間

令和7年9月19日(金)から
令和7年10月3日(金)まで

=====

定 款

=====

特定非営利活動法人 成喉会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人成喉会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市鳴尾町5丁目3番8－401号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、喉頭癌・下咽頭癌等により、喉頭摘出手術を受け言語機能を失った者に対し、食道発声法等の肉体的技術指導及び精神的リハビリテーションに関する事業を行い、唾者の社会参加を促進することによって、社会福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 食道発声法及び器具発声法の訓練指導員養成事業
 - ② 発声教室・発声法理論の講習会の企画及び運営
 - ③ 気管呼吸用具及びその周辺用具の販売及び斡旋事業

第3章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出することとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定款)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- 1 理事 3人以上10人以内
 - 2 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長は理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問、相談役及び名誉会長)

第 21 条 この法人に顧問、相談役及び名誉会長を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び名誉会長は理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 顧問、相談役及び名誉会長に関する必要事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総 会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 28 条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上がこれに記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款に定めることのほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第 37 条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上がこれに記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の営業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条 第 3 項 に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証をえなければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条 第 3 項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 **NPO** 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長	畑野 哲雄
副理事長	向井 毅
理事	西井 正
理事	大野木 恵美子
理事	勝部 驍
理事	木下 清儀
理事	森谷 政太郎
理事	西川 輝彦
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の事業年度は第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金 0 円	年会費 3000 円
---------	---------	------------

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 成喉会

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事	よしだ みつぐ 吉 田 貢		なし
理 事	たかみ としお 高 見 壽 夫		なし
理 事	なかしま えつこ 中 島 悦 子		なし
理 事	やまだ こうじ 山 田 浩 司		なし
監 事	こいずみ よしあき 小 泉 義 明		なし